

発表日 令和5年1月12日

担当課：農林水産部畜産課
直通電話：092-643-3498
内線電話：3983
担当者：清水、永野

高病原性鳥インフルエンザ（1、2例目）に係る清浄性の確認と搬出制限区域の解除について

糸島市の高病原性鳥インフルエンザ（1、2例目）の発生に伴い、移動制限区域内（発生農場を中心とする半径3km以内）の養鶏農場8戸で実施した清浄性確認検査において、陰性（異常なし）を確認しました。

この結果を受け、1月12日0時をもって搬出制限区域（発生農場を中心とした半径3～10km以内）を解除しましたので、お知らせします。

なお、消毒ポイントについては、移動制限区域内の3か所で車両消毒を引き続き実施します。

1 清浄性確認検査の概要

(1) 検査対象

移動制限区域内の養鶏場 8戸

（移動制限対象9戸のうち1戸は空舎のため検査対象外）

(2) 検査期間

令和5年1月7日（土）～1月11日（水）

(3) 検査内容

臨床検査、血清抗体検査、ウイルス分離検査

(4) 検査結果

すべて陰性（異常なし）

2 消毒ポイントの継続について

5か所のうち3か所は車両消毒を継続実施

番号	種類	名称	所在地	運営
1	緊急	農場入口（第1発生農場）	糸島市	継続
2	緊急	農場入口（第2発生農場）	糸島市	継続
3	移動制限	糸島市三坂浄化センター	糸島市	継続
4	搬出制限	JA 糸島西部カントリーエレベーター	糸島市	1/12 0時終了
5	搬出制限	JA 糸島東部カントリーエレベーター	糸島市	1/12 0時終了

3 今後のスケジュールについて

1月18日（水） 午前0時 移動制限区域解除（見込み）

すべての消毒ポイント運営終了

4 その他

国内ではこれまで家きん肉及び卵を食べることにより、人が鳥インフルエンザウイルスに感染した事例はありません。